

1. 計画改定の主旨

1) 計画の目的と改定の主旨

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」や国の無電柱化推進計画、東京都無電柱化計画を踏まえ、平成31年（2019年）に策定した「西東京市無電柱化推進計画」について、「西東京市地域防災計画」や「西東京市道路整備計画」の主旨に基づき、多額の費用と時間を要する無電柱化の総合的・計画的な推進に向けて、市内の無電柱化の推進に向けた施策等を明記し、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」に資することを目的とします。前計画の計画期間が令和7年度で終了することに伴い、改定します。

2) 計画の位置づけ

本計画は、「無電柱化の推進に関する法律」で策定が努力義務とされている市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（市町村無電柱化推進計画）に相当するものです。

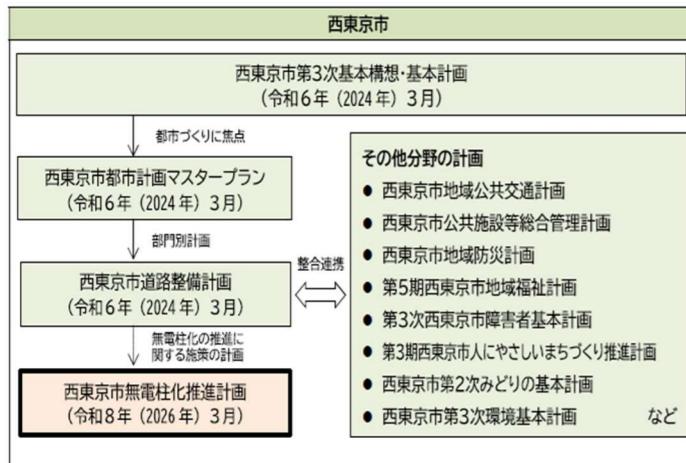


図1 無電柱化推進計画の位置づけ

3) 計画の期間

本計画期間は、西東京市第3次基本構想・基本計画や西東京市道路整備計画の計画期間を踏まえ、令和8年度（2026年度）から令和15年度（2033年度）までの8年間を計画期間とし、無電柱化の進捗状況や上位計画等関連する計画の状況、関係法令の改正等に変更が生じた場合、必要に応じて適宜対応します。



2. 西東京市における無電柱化の現状

1) 西東京市における無電柱化の整備状況

西東京市においては、関係者の協力のもと、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化を進めており、令和7年（2025年）4月1日現在、約18.6kmの無電柱化を実施し、無電柱化率は約6.8%となっています。

2) 無電柱化の検討成果

前計画に基づき市道である優先検討路線3路線（市道114号線、市道123号線、市道220号線）に対して、無電柱化を検討した結果、以下の課題等が見えてきました。

表1 路線ごとの検討成果

路線	現状分析
市道114号線	<p>市道114号線は、路線の全区間において、特殊部の設置が必要な箇所に水道管・ガス管等の複数の埋設物があることから、特殊部の設置スペースを確保するために1つの埋設物を移設すると、他の埋設物の移設も必要となる路線となります。そのため、埋設物の移設だけで多額の費用がかかると見込まれます。</p> <p>路線の状況は、北側に小学校がありますが、それ以外の公共施設はない状況です。また、北側と中央部に歩道が整備されていますが、電線類を地中化するための十分な幅員は確保されていません。</p> <p>地上機器の設置には、公共用地の空きスペースを利用する方法と、道路内に設置する方法がありますが、この路線に関してはどちらの方法も路線全体で設置スペースが不足しているため、新たな用地取得やソフト地中化による整備が必要となります。なお、南側は一部商店が集中する場所があることから、相応の電力需要に対応する必要があり、ソフト地中化の整備に多額の費用を要するという課題があります。</p>
市道123号線	<p>市道123号線は、路線の全区間において、特殊部の設置が必要な箇所に水道管・ガス管等の複数の埋設物があることから、特殊部の設置スペースを確保するために1つの埋設物を移設すると、他の埋設物の移設も必要となる路線となります。そのため、埋設物の移設だけで多額の費用がかかると見込まれます。</p> <p>路線の状況は、北側に西東京市障害者総合支援センター、南側に向台運動場と公共施設が比較的多くあります。また、歩道は西武鉄道から都立田無高等学校までは整備されていますが、電線類を地中化するための十分な幅員が確保されていません。一部の歩道下には部分的に移設が困難な下水管が埋設されているため、地上機器の設置に歩道を活用することは難しい状況です。</p> <p>地上機器の設置には、公共用地の空きスペースを利用する方法と、道路内に設置する方法がありますが、この路線に関しては公共施設がある区間は設置できる可能性はありますが、無電柱化路線のネットワークが断続的となります。なお、公共施設がない区間は新たな用地取得やソフト地中化による整備が必要となります。</p> <p>当該路線は西武鉄道と河川が横断しており、横断部は電線類を埋設することができないため、横断部には起終点を設け、地上機器を設置する必要があります。ただし、その付近には公共施設も十分な幅員もないため、新たな用地取得が必要となります。また、ソフト地中化の整備に多額の費用を要するという課題があります。</p>
市道220号線	<p>市道220号線は、東側の武蔵境通りから北側の間で特殊部が設置できる区間がありますが、それ以外の全区間は特殊部の設置が必要な箇所に水道管・ガス管等の複数の埋設物があることから、特殊部の設置スペースを確保するために1つの埋設物を移設すると他の埋設物の移設も必要となる路線となります。そのため、埋設物の移設だけで多額の費用がかかると見込まれます。</p> <p>路線の状況は、東側に田無市役所や中央図書館など公共施設が連続しており、西側は市民公園があります。歩道は東側の武蔵境通りから北側の間、西側は都立田無特別支援学校前や市民公園前には整備されており、市民公園前には電線類を地中化するための十分な幅員がありますが、その他は十分な幅員が確保されていません。</p> <p>地上機器の設置には、公共用地の空きスペースを利用する方法と、道路内に設置する方法がありますが、この路線に関しては公共施設がある田無市役所付近の区間や十分な幅員がある市民公園前には設置できますが、公共施設がない区間は新たな用地取得やソフト地中化による整備が必要となります。ただし、ソフト地中化の整備に多額の費用を要するという課題があります。</p>

3) 無電柱化の推進に関する計画の取組

国や東京都では、新設電柱を増やさない、コスト縮減を推進、電柱を減らす等を無電柱化推進の取組として定め、事業を進めています。

西東京市でも同様に、無電柱化推進に向けた取組を行っています。

3. 無電柱化の推進に向けた方針と主な取組

表2 無電柱化の方針と主な取組

方針	主な取組
1 都市計画道路と合わせた整備	事業中または事業化予定の西東京市計画道路3・4・11号線、西東京市計画道路3・4・24号線、西東京市計画道路3・5・10号線は無電柱化整備を行います。今後も都市計画道路を整備する際は、原則無電柱化で整備を行います。
2 整備済の都市計画道路の無電柱化	整備済の都市計画道路については、立地適正化計画への位置付けも含め、都市計画事業としての改修に合わせた、無電柱化整備を検討します。
3 民間の開発事業等による整備	民間の開発事業等における新設道路等において、無電柱化整備が検討される場合、市として指導・助言・協力等を行います。
4 都道の無電柱化推進の要請	引き続き、幹線道路である主要地方道4号線、主要地方道5号線、一般都道112号線、都道である主要地方道5号線、主要地方道8号線、主要地方道12号線、一般都道112号線、一般都道233号線、一般都道234号線においては、東京都に都道の無電柱化整備について要請を行い、西東京市もそれと連携した無電柱化整備の検討を行います。
5 優先検討路線の無電柱化整備	市道220号線の北側から田無駅南口の区間は、事業化した西東京市計画道路3・4・24号線の街路部分を経由することで、整備後には田無駅周辺の公共施設から武蔵境通りまで無電柱化のネットワークが繋がり、効果的な整備が見込まれるため、北側から田無駅南口までの無電柱化整備を進めることを目標とします。なお、優先検討路線については接続する路線の無電柱化の動向を踏まえながら適宜検討します。
6 学校を核としたまちづくりでの検討	西東京市第3次基本構想・基本計画の「学校を核としたまちづくり」を踏まえ、学校施設の建替えなどの機会を捉え、更なるコミュニティの形成を図るため、無電柱化整備を検討します。

無電柱化の検討や推進にあたっては、国の補助金制度である「社会資本整備総合交付金」等の特定財源を活用するとともに、無電柱化が困難な路線や区間にあっては、東京都の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」等を活用し、財源を確保しながら無電柱化をより一層推進します。

4. 計画の進行管理

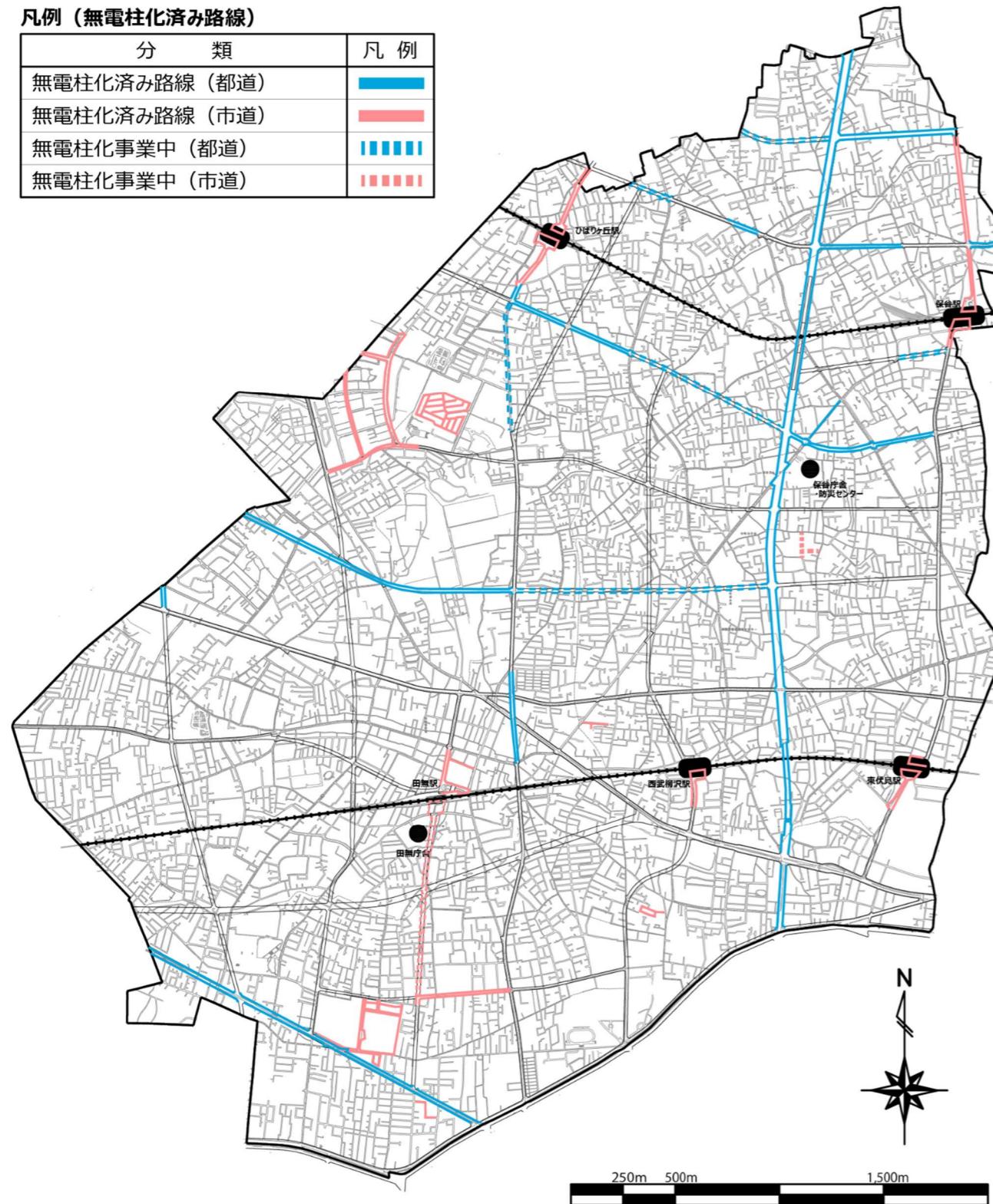
道路の無電柱化を着実に進めるため、取組の進捗状況を適切に管理するとともに、進捗状況・上位計画や関連する計画・関係法令等に変更が生じた場合、必要に応じて適宜対応します。

西東京市における無電柱化の現状

※無電柱化の整備済み区間とは、現在の電線類を地中化した上で、電柱の撤去が完了した区間をさします。

凡例（無電柱化済み路線）

分類	凡例
無電柱化済み路線（都道）	■■■■■
無電柱化済み路線（市道）	■■■■
無電柱化事業中（都道）	■■■■
無電柱化事業中（市道）	■■■■



凡例（西東京市における無電柱化の主な取組）

分類	凡例
無電柱化済み路線（都道）	■■■■■
無電柱化済み路線（市道）	■■■■
無電柱化事業中（都道）	■■■■
無電柱化事業中（市道）	■■■■
都市計画道路と合わせた整備	····
東京都への要請路線	····
優先検討路線	····
優先整備区間	■■■■

